

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
11月25日
(金曜日)

目次

○告示

保安林指定の解除(周南市)(森林整備課)……………一
 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………一
 保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………二
 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………三
 土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)……………三
 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………五
 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………七
 道路の位置の指定(建築指導課)……………九

○公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………九
 准看護師試験の実施(医療政策課)……………九
 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課)……………一〇
 大規模小売店舗立地法第八條第二項の規定による意見書の提出(商政課)……………一一
 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………一一

○公安委規則

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則……………一二

○公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………一二



山口県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
周南市大字栗屋字道貫田一六四(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由
無線施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
下関市豊田町大字殿居字大浴一七五の一、字藤三郎黒岩一九六の四、字大浴藤三郎二〇二の一、二〇二の四、字大滝二〇八の一、字小滝二〇九の一、字をじりき二一三、字西山二一五の一、二一五の三、字鷹羽焼尾二二五の四、字奥山二二五の五、二一五の二から二一五の一四まで、一四三八の一、字滝二二九、字馬の神城二三〇の一、二三〇の二、字樽ヶ谷鍋倉二三三の一、二三三の五、二三三の七、字鍋倉滝の上三三三の一、三三三の三、字滝の上三二四、三二五、三二六の一から三一六の四まで、三二七、三二八の一、三二八の四、一三六六から一三七〇まで、一三七二、一三七四、一三七五、一三七七、一三七八、字鷹ヶ巢三二一の一、字樽ヶ谷八九七、八九

八、八九九の一、九〇〇から九〇二まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 宇部市大字船木字河内一四の二、一一四の二九、二〇一一四の一、字中河内三九二の一、三九二の四、三九二の一〇、字吉ヶ谷七七七の二、二〇七七六、字迫山二〇一四七の一、二〇一四七の二、大字吉見字六郎ヶ谷一〇三七の二(次の図に示す部分に限る。)、字水木ヶ谷一〇三七の三、大字小野字下山三九五の二五、大字奥万倉字杉那ヶ原二〇〇七一の一

- 山口市阿東生雲中字三戸呂谷四九六の七、四九六の九、字開原四九八、五〇一、五〇七、字北郷五一二、五一三、字滝ヶ谷五一二の二、五一二の三、五一二の五、五一二の七、五一二の八、五一二の一〇、五一二の一、字下地五二四、五二五、五二八 美祿市豊田前町麻生上字東山七七八の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祿市豊田前町麻生上字東山七七八の二(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

- 保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第七百三十八号(二に係るものに限る。))に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 下松市大字笠戸島字内野山一三の一(次の図に示す部分に限る。)、一三の四、一三五から一三三七まで、字野山一四の一(次の図に示す部分に限る。)、大字切山字手川七二〇の一、七二〇の二、七二二の一、七二二の二、七二二の三、七二二の四、七二二の五、七二二の六、七二二の七、七二二の八、七二二の九、七二二の一〇、七二二の一〇の二、七二二の二〇、七二二の二〇の二、七二二の二〇の三、七二二の二〇の四、七二二の二〇の五、七二二の二〇の六、七二二の二〇の七、七二二の二〇の八、七二二の二〇の九、七二二の二〇の一〇、七二二の二〇の一〇の一、七二二の二〇の一〇の二、七二二の二〇の一〇の三、七二二の二〇の一〇の四、七二二の二〇の一〇の五、七二二の二〇の一〇の六、七二二の二〇の一〇の七、七二二の二〇の一〇の八、七二二の二〇の一〇の九、七二二の二〇の一〇の一〇、七二二の二〇の一〇の一一、七二二の二〇の一〇の一二、七二二の二〇の一〇の一三、七二二の二〇の一〇の一四、七二二の二〇の一〇の一五

- 熊毛郡田布施町大字下田布施字奈目良一七一の一(次の図に示す部分に限る。)、大字上田布施字水落二二一八から二二三三まで、二二三七、二二二八

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下松市大字笠戸島字野山一四の一(次の図に示す部分に限る。)
熊毛郡田布施町大字下田布施字奈目良一七一の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 人	所 在 地	氏 名	申 出 先
柳井加入区	柳井市阿月一八一	洲山 卓見	山口県漁業協同組合	鈴木 勲	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
柳井加入区	柳井三三五の五	山口県漁業協同組合			

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
柳井加入区 平成二十八年十一月二十五日から同年十二月九日まで
山口県漁業協同組合

山口県告示第三百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百三十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 伊保田(一)(1)、西方(一)(1)、西方(一)(2)、土居(一)(1)、土居(一)(2)、東安下庄(一)(1)、日前(一)(1)、油良(一)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 久賀(二)(1)、久賀(二)(2)、久賀(二)(3)、小松(二)(1)、小松(二)(2)、小松(二)(3)、西屋代(二)(1)、東屋代(二)(1)、東屋代(二)(2)、東屋代(二)(3)、東屋代(二)(4)、東屋代(二)(5)、東屋代(二)(6)、伊保田(二)(1)、西方(二)(1)、西方(二)(2)、西方(二)(3)、和田(二)(1)、和田(二)(2)、和田(二)(3)、日前(二)(1)、日前(二)(2)、日前(二)(3)、日前(二)(4)、日前(二)(5)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

- 久賀(一)久賀(二)久賀(三)久賀(四)久賀(五)久賀(六)久賀(七)久賀(八)久賀(九)久賀(十)久賀(十一)久賀(十二)久賀(十三)久賀(十四)久賀(十五)久賀(十六)久賀(十七)久賀(十八)久賀(十九)久賀(二十)久賀(二十一)久賀(二十二)久賀(二十三)久賀(二十四)久賀(二十五)久賀(二十六)久賀(二十七)久賀(二十八)久賀(二十九)久賀(三十)久賀(三十一)久賀(三十二)久賀(三十三)椋野(一)椋野(二)椋野(三)椋野(四)椋野(五)椋野(六)椋野(七)椋野(八)椋野(九)椋野(十)椋野(十一)椋野(十二)椋野(十三)出井(一)出井(二)出井(三)笠佐島(一)家房(一)家房(二)家房(三)家房(四)家房(五)小松(一)小松(二)小松(三)小松(四)小松(五)小松(六)小松(七)小松(八)小松(九)小松開作(一)小松開作(二)小松開作(三)小松開作(四)小松開作(五)小松開作(六)小松開作(七)志佐(一)志佐(二)志佐(三)志佐(四)志佐(五)志佐(六)西三浦(一)西三浦(二)西三浦(三)西三浦(四)西三浦(五)西三浦(六)西三浦(七)西三浦(八)西三浦(九)西三浦(十)西三浦(十一)西三浦(十二)西三浦(十三)西屋代(一)西屋代(二)西屋代(三)西屋代(四)西屋代(五)西屋代(六)西屋代(七)西屋代(八)西屋代(九)西屋代(十)西屋代(十一)西屋代(十二)東三浦(一)東三浦(二)東三浦(三)東三浦(四)東三浦(五)東三浦(六)東三浦(七)東三浦(八)東三浦(九)東三浦(十)東三浦(十一)東屋代(一)東屋代(二)東屋代(三)東屋代(四)東屋代(五)東屋代(六)東屋代(七)東屋代(八)東屋代(九)東屋代(十)東屋代(十一)東屋代(十二)東屋代(十三)東屋代(十四)東屋代(十五)東屋代(十六)日見(一)日見(二)日見(三)日見(四)日見(五)日見(六)日見(七)日見(八)日見(九)日見(十)日見(十一)日見(十二)日見(十三)戸田(一)戸田(二)戸田(三)戸田(四)戸田(五)戸田(六)戸田(七)戸田(八)戸田(九)戸田(十)戸田(十一)戸田(十二)戸田(十三)横見(一)横見(二)横見(三)伊保田(一)伊保田(二)伊保田(三)伊保田(四)伊保田(五)伊保田(六)伊保田(七)伊保田(八)伊保田(九)伊保田(十)伊保田(十一)伊保田(十二)伊保田(十三)伊保田(十四)伊保田(十五)伊保田(十六)伊保田(十七)伊保田(十八)伊保田(十九)伊保田(二十)伊保田(二十一)伊保田(二十二)伊保田(二十三)伊保田(二十四)伊保田(二十五)伊保田(二十六)伊保田(二十七)伊保田(二十八)伊保田(二十九)伊保田(三十)伊保田(三十一)伊保田(三十二)伊保田(三十三)伊保田(三十四)伊保田(三十五)伊保田(三十六)伊保田(三十七)伊保田(三十八)伊保田(三十九)伊保田(四十)伊保田(四十一)伊保田(四十二)伊保田(四十三)伊保田(四十四)伊保田(四十五)伊保田(四十六)伊保田(四十七)伊保田(四十八)伊保田(四十九)伊保田(五十)伊保田(五十一)伊保田(五十二)伊保田(五十三)伊保田(五十四)伊保田(五十五)伊保田(五十六)伊保田(五十七)伊保田(五十八)伊保田(五十九)伊保田(六十)伊保田(六十一)伊保田(六十二)伊保田(六十三)伊保田(六十四)伊保田(六十五)伊保田(六十六)伊保田(六十七)伊保田(六十八)伊保田(六十九)伊保田(七十)伊保田(七十一)伊保田(七十二)伊保田(七十三)伊保田(七十四)伊保田(七十五)伊保田(七十六)伊保田(七十七)伊保田(七十八)伊保田(七十九)伊保田(八十)伊保田(八十一)伊保田(八十二)伊保田(八十三)伊保田(八十四)伊保田(八十五)伊保田(八十六)伊保田(八十七)伊保田(八十八)伊保田(八十九)伊保田(九十)伊保田(九十一)伊保田(九十二)伊保田(九十三)伊保田(九十四)伊保田(九十五)伊保田(九十六)伊保田(九十七)伊保田(九十八)伊保田(九十九)伊保田(一百)

- 田(九)伊保田(十)伊保田(十一)伊保田(十二)伊保田(十三)伊保田(十四)内入(一)内入(二)沖家室島(一)沖家室島(二)沖家室島(三)沖家室島(四)神浦(一)小泊(一)小泊(二)小泊(三)地家室(一)地家室(二)地家室(三)外入(一)外入(二)外入(三)外入(四)外入(五)外入(六)西方(一)西方(二)西方(三)西方(四)西方(五)西方(六)西方(七)西方(八)西方(九)西方(十)西方(十一)平野(一)平野(二)平野(三)平野(四)平野(五)森(一)森(二)森(三)油宇(一)油宇(二)油宇(三)油宇(四)油宇(五)油宇(六)油宇(七)油宇(八)油宇(九)油宇(十)油宇(十一)和佐(一)和佐(二)和佐(三)和佐(四)和佐(五)和佐(六)和佐(七)和佐(八)和佐(九)和佐(十)和佐(十一)和佐(十二)和佐(十三)和佐(十四)和佐(十五)和佐(十六)和佐(十七)和佐(十八)和佐(十九)和佐(二十)和佐(二十一)和佐(二十二)和佐(二十三)和佐(二十四)和佐(二十五)和佐(二十六)和佐(二十七)和佐(二十八)和佐(二十九)和佐(三十)和佐(三十一)和佐(三十二)和佐(三十三)和佐(三十四)和佐(三十五)和佐(三十六)和佐(三十七)和佐(三十八)和佐(三十九)和佐(四十)和佐(四十一)和佐(四十二)和佐(四十三)和佐(四十四)和佐(四十五)和佐(四十六)和佐(四十七)和佐(四十八)和佐(四十九)和佐(五十)和佐(五十一)和佐(五十二)和佐(五十三)和佐(五十四)和佐(五十五)和佐(五十六)和佐(五十七)和佐(五十八)和佐(五十九)和佐(六十)和佐(六十一)和佐(六十二)和佐(六十三)和佐(六十四)和佐(六十五)和佐(六十六)和佐(六十七)和佐(六十八)和佐(六十九)和佐(七十)和佐(七十一)和佐(七十二)和佐(七十三)和佐(七十四)和佐(七十五)和佐(七十六)和佐(七十七)和佐(七十八)和佐(七十九)和佐(八十)和佐(八十一)和佐(八十二)和佐(八十三)和佐(八十四)和佐(八十五)和佐(八十六)和佐(八十七)和佐(八十八)和佐(八十九)和佐(九十)和佐(九十一)和佐(九十二)和佐(九十三)和佐(九十四)和佐(九十五)和佐(九十六)和佐(九十七)和佐(九十八)和佐(九十九)和佐(一百)

二 解除に係る区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。

一 解除に係る区域の名称

- 久賀(四)久賀(五)久賀(六)久賀(七)久賀(八)久賀(九)久賀(十)久賀(十一)久賀(十二)久賀(十三)久賀(十四)久賀(十五)久賀(十六)久賀(十七)久賀(十八)久賀(十九)久賀(二十)久賀(二十一)久賀(二十二)久賀(二十三)久賀(二十四)久賀(二十五)久賀(二十六)久賀(二十七)久賀(二十八)久賀(二十九)久賀(三十)椋野(一)椋野(二)椋野(三)椋野(四)椋野(五)椋野(六)椋野(七)椋野(八)椋野(九)出井(一)出井(二)出井(三)出井(四)出井(五)出井(六)出井(七)出井(八)笠佐島(一)笠佐島(二)家房(一)家房(二)家房(三)家房(四)家房(五)家房(六)家房(七)家房(八)家房(九)家房(十)家房(十一)家房(十二)家房(十三)家房(十四)家房(十五)家房(十六)家房(十七)家房(十八)家房(十九)家房(二十)家房(二十一)家房(二十二)家房(二十三)家房(二十四)家房(二十五)家房(二十六)家房(二十七)家房(二十八)家房(二十九)家房(三十)家房(三十一)家房(三十二)家房(三十三)家房(三十四)家房(三十五)家房(三十六)家房(三十七)家房(三十八)家房(三十九)家房(四十)家房(四十一)家房(四十二)家房(四十三)家房(四十四)家房(四十五)家房(四十六)家房(四十七)家房(四十八)家房(四十九)家房(五十)家房(五十一)家房(五十二)家房(五十三)家房(五十四)家房(五十五)家房(五十六)家房(五十七)家房(五十八)家房(五十九)家房(六十)家房(六十一)家房(六十二)家房(六十三)家房(六十四)家房(六十五)家房(六十六)家房(六十七)家房(六十八)家房(六十九)家房(七十)家房(七十一)家房(七十二)家房(七十三)家房(七十四)家房(七十五)家房(七十六)家房(七十七)家房(七十八)家房(七十九)家房(八十)家房(八十一)家房(八十二)家房(八十三)家房(八十四)家房(八十五)家房(八十六)家房(八十七)家房(八十八)家房(八十九)家房(九十)家房(九十一)家房(九十二)家房(九十三)家房(九十四)家房(九十五)家房(九十六)家房(九十七)家房(九十八)家房(九十九)家房(一百)

- (7)、家房(8)、小松(4)、小松(5)、小松(6)、小松(7)、小松(8)、小松(9)、小松(10)、小松開作(1)、小松開作(2)、小松開作(3)、小松開作(4)、小松開作(5)、志佐(1)、志佐(2)、西三浦(1)、西三浦(2)、西三浦(3)、西三浦(4)、西三浦(5)、西三浦(6)、西三浦(7)、西三浦(8)、西三浦(9)、西三浦(10)、西三浦(11)、西三浦(12)、西屋代(2)、西屋代(3)、西屋代(4)、西屋代(5)、西屋代(6)、西屋代(7)、西屋代(8)、西屋代(9)、西屋代(10)、西屋代(11)、西屋代(12)、西屋代(13)、西屋代(14)、西屋代(15)、東三浦(1)、東三浦(2)、東三浦(3)、東三浦(4)、東三浦(5)、東三浦(6)、東三浦(7)、東三浦(8)、東三浦(9)、東三浦(10)、東三浦(11)、東三浦(12)、東三浦(13)、東三浦(14)、東三浦(15)、東三浦(16)、東屋代(7)、東屋代(8)、東屋代(9)、東屋代(10)、東屋代(11)、東屋代(12)、東屋代(13)、東屋代(14)、東屋代(15)、東屋代(16)、東屋代(17)、東屋代(18)、日見(2)、日見(3)、日見(4)、日見(5)、日見(6)、日見(7)、日見(8)、日見(9)、日見(10)、日見(11)、日見(12)、戸田(1)、戸田(2)、戸田(3)、戸田(4)、戸田(5)、戸田(6)、戸田(7)、戸田(8)、横見(1)、横見(2)、横見(3)、横見(4)、横見(5)、横見(6)、横見(7)、横見(8)、伊保田(2)、伊保田(3)、伊保田(4)、伊保田(5)、伊保田(6)、伊保田(7)、伊保田(8)、伊保田(9)、伊保田(10)、伊保田(11)、伊保田(12)、伊保田(13)、伊保田(14)、伊保田(15)、伊保田(16)、伊保田(17)、伊保田(18)、内入(1)、内入(2)、内入(3)、内入(4)、内入(5)、神浦(1)、神浦(2)、神浦(3)、神浦(4)、小泊(1)、小泊(2)、小泊(3)、地家室(1)、地家室(2)、地家室(3)、地家室(4)、外入(1)、外入(2)、外入(3)、外入(4)、外入(5)、外入(6)、外入(7)、外入(8)、外入(9)、外入(10)、外入(11)、外入(12)、外入(13)、外入(14)、外入(15)、外入(16)、外入(17)、外入(18)、平野(1)、平野(2)、平野(3)、平野(4)、平野(5)、平野(6)、平野(7)、平野(8)、平野(9)、平野(10)、平野(11)、平野(12)、森(1)、森(2)、森(3)、森(4)、油宇(1)、油宇(2)、油宇(3)、油宇(4)、油宇(5)、油宇(6)、油宇(7)、油宇(8)、油宇(9)、油宇(10)、油宇(11)、油宇(12)、油宇(13)、油宇(14)、和佐(1)、和佐(2)、和佐(3)、和佐(4)、和佐(5)、和佐(6)、和佐(7)、和佐(8)、和佐(9)、和佐(10)、和佐(11)、和佐(12)、和佐(13)、和佐(14)、和佐(15)、和佐(16)、和佐(17)、和佐(18)、和田(1)、和田(2)、和田(3)、和田(4)、和田(5)、和田(6)、和田(7)、和田(8)、和田(9)、和田(10)、和田(11)、和田(12)、和田(13)、和田(14)、和田(15)、和田(16)、和田(17)、和田(18)、秋(2)、秋(3)、秋(4)、秋(5)、秋(6)、秋(7)、秋(8)、秋(9)、秋(10)、秋(11)、秋(12)、秋(13)、浮島(1)、浮島(2)、浮島(3)、浮島(4)、浮島(5)、浮島(6)、浮島(7)、浮島(8)、浮島(9)、土居(1)、土居(2)、土居(3)、土居(4)、土居(5)、土居(6)、土居(7)、土居(8)、西安下庄(1)、西安下庄(2)、西安下庄(3)、西安下庄(4)、西安下庄(5)、西安下庄(6)、西安下庄(7)、西安下庄(8)、西安下庄(9)、西安下庄(10)、西安下庄(11)、西安下庄(12)、西安下庄(13)、西安下庄(14)、西安下庄(15)、西安下庄(16)、西安下庄(17)、西安下庄(18)、東安下庄(1)、東安下庄(2)、東安下庄(3)、東安下庄(4)、東安下庄(5)、東安下庄(6)、東安下庄(7)、東安下庄(8)、東安下庄(9)、東安下庄(10)、東安下庄(11)、東安下庄(12)、東安下庄(13)、東安下庄(14)、東安下庄(15)、東安下庄(16)、東安下庄(17)、東安下庄(18)、東安下庄(19)、東安下庄(20)、日前(6)、日前(7)、日前(8)、日前(9)、日前(10)、日前(11)、日前(12)、日前(13)、日前(14)、日前(15)、日前(16)、日前(17)、日前(18)、日前(19)、日前(20)、日前(21)、日前(22)、日前(23)、日前(24)、日前(25)、油良(1)、油良(2)、油良(3)、油良(4)、油良(5)、油良(6)

- 安下庄(9)、西安下庄(10)、西安下庄(11)、西安下庄(12)、西安下庄(13)、西安下庄(14)、西安下庄(15)、西安下庄(16)、西安下庄(17)、西安下庄(18)、東安下庄(1)、東安下庄(2)、東安下庄(3)、東安下庄(4)、東安下庄(5)、東安下庄(6)、東安下庄(7)、東安下庄(8)、東安下庄(9)、東安下庄(10)、東安下庄(11)、東安下庄(12)、東安下庄(13)、東安下庄(14)、東安下庄(15)、東安下庄(16)、東安下庄(17)、東安下庄(18)、東安下庄(19)、東安下庄(20)、日前(6)、日前(7)、日前(8)、日前(9)、日前(10)、日前(11)、日前(12)、日前(13)、日前(14)、日前(15)、日前(16)、日前(17)、日前(18)、日前(19)、日前(20)、日前(21)、日前(22)、日前(23)、日前(24)、日前(25)、油良(1)、油良(2)、油良(3)、油良(4)、油良(5)、油良(6)
- 二 解除に係る区域の範囲
- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 久賀(1)、久賀(2)、久賀(3)、久賀(4)、久賀(5)、久賀(6)、久賀(7)、久賀(8)、久賀(9)、久賀(10)、久賀(11)、久賀(12)、久賀(13)、久賀(14)、久賀(15)、久賀(16)、久賀(17)、久賀(18)、久賀(19)、久賀(20)、久賀(21)、久賀(22)、久賀(23)、久賀(24)、久賀(25)、久賀(26)、久賀(27)、久賀(28)、久賀(29)、久賀(30)、久賀(31)、久賀(32)、久賀(33)、久賀(34)、久賀(35)、久賀(36)、久賀(37)、久賀(38)、棕野(1)、棕野(2)、棕野(3)、棕野(4)、棕野(5)、棕野(6)、棕野(7)、棕野(8)、棕野(9)、棕野(10)、棕野(11)、棕野(12)、棕野(13)、棕野(14)、棕野(15)、出井(1)、出井(2)、出井(3)、出井(4)、笠佐島(1)、家房(1)、家房(2)、家房(3)、家房(4)、家房(5)、小松(1)、小松(2)、小松(3)、小松(4)、小松(5)

- (11)、東三浦(一)12、東三浦(一)13、東屋代(一)1、東屋代(一)2、東屋代(一)3、東屋代(一)4、東屋代(一)5、東屋代(一)6、東屋代(一)7、東屋代(一)8、東屋代(一)9、東屋代(一)10、東屋代(一)11、東屋代(一)12、東屋代(一)13、東屋代(一)14、東屋代(一)15、東屋代(一)16、東屋代(一)17、日見(一)1、日見(一)2、日見(一)3、日見(一)4、日見(一)5、日見(一)6、日見(一)7、日見(一)8、日見(一)9、日見(一)10、日見(一)11、日見(一)12、日見(一)13、日見(一)15、日見(一)16、日見(一)17、戸田(一)1、戸田(一)2、戸田(一)3、戸田(一)4、戸田(一)5、戸田(一)6、戸田(一)7、戸田(一)8、戸田(一)9、横見(一)1、横見(一)2、横見(一)3、横見(一)4、横見(一)5、伊保田(一)1、伊保田(一)2、伊保田(一)3、伊保田(一)4、伊保田(一)5、伊保田(一)7、伊保田(一)8、伊保田(一)9、伊保田(一)10、伊保田(一)11、伊保田(一)12、伊保田(一)13、伊保田(一)14、伊保田(一)15、伊保田(一)16、伊保田(一)17、伊保田(一)19、伊保田(一)20、伊保田(一)21、内入(一)1、内入(一)2、内入(一)3、沖家室島(一)1、沖家室島(一)2、沖家室島(一)3、沖家室島(一)4、神浦(一)1、小泊(一)1、小泊(一)2、小泊(一)3、地家室(一)1、地家室(一)2、地家室(一)3、地家室(一)4、外入(一)1、外入(一)2、外入(一)3、外入(一)4、外入(一)5、外入(一)6、西方(一)1、西方(一)2、西方(一)3、西方(一)4、西方(一)5、西方(一)6、西方(一)7、西方(一)8、西方(一)9、西方(一)10、西方(一)11、西方(一)12、西方(一)13、平野(一)1、平野(一)2、平野(一)3、平野(一)4、平野(一)5、平野(一)6、森(一)1、森(一)2、森(一)3、油宇(一)3、油宇(一)4、油宇(一)5、油宇(一)6、油宇(一)7、油宇(一)8、油宇(一)9、油宇(一)10、油宇(一)11、和佐(一)1、和佐(一)2、和佐(一)3、和佐(一)5、和田(一)2、和田(一)3、和田(一)4、和田(一)5、和田(一)6、秋(一)1、秋(一)2、秋(一)3、秋(一)4、秋(一)5、秋(一)6、秋(一)7、秋(一)8、浮島(一)1、浮島(一)2、浮島(一)3、浮島(一)4、浮島(一)5、浮島(一)6、土居(一)1、土居(一)2、土居(一)3、土居(一)4、土居(一)5、土居(一)6、西安下庄(一)1、西安下庄(一)2、西安下庄(一)3、西安下庄(一)4、西安下庄(一)5、西安下庄(一)6、西安下庄(一)7、西安下庄(一)8、西安下庄(一)9、西安下庄(一)10、西安下庄(一)11、西安下庄(一)12、西安下庄(一)13、西安下庄(一)14、西安下庄(一)15、西安下庄(一)16、西安下庄(一)17、東安下庄(一)1、東安下庄(一)2、東安下庄(一)3、東安下庄(一)4、東安下庄(一)5、東安下庄(一)6、東安下庄(一)7、東安下庄(一)8、東安下庄(一)9、東安下庄(一)10、東安下庄(一)11、東安下庄(一)12、東安下庄(一)13、東安下庄(一)14、日前(一)1、日前(一)2、日前(一)3、日前(一)4、日前(一)5、日前(一)7、日前(一)8、日前(一)9、日前(一)10、日前(一)11、油良(一)1、油良(一)2、油良(一)3、油良(一)4、油良(一)5
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり
〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。〕

- 一 区域の名称
久賀(二)2、久賀(二)3、久賀(二)4、久賀(二)5、久賀(二)7、久賀(二)8、久賀(二)9、久賀(二)10、久賀(二)11、久賀(二)12、久賀(二)15、久賀(二)16、久賀(二)20、久賀(二)21、久賀(二)22、久賀(二)23、久賀(二)24、久賀(二)25、久賀(二)26、久賀(二)27、久賀(二)29、久賀(二)30、棕野(一)1、棕野(二)2、棕野(二)5、棕野(二)6、棕野(二)8、棕野(二)9、出井(二)2、出井(二)3、出井(二)4、出井(二)5、出井(二)6、出井(二)7、出井(二)8、笠佐島(一)1、笠佐島(二)2、家房(二)2、家房(二)3、家房(二)4、家房(二)6、家房(二)7、家房(二)8、小松(二)1、小松(二)2、小松(二)4、小松(二)5、小松(二)8、小松(二)9、小松開作(二)2、小松開作(二)3、小松開作(二)4、小松開作(二)5、志佐(二)2、西三浦(二)1、西三浦(二)2、西三浦(二)3、西三浦(二)4、西三浦(二)5、西三浦(二)6、西三浦(二)7、西三浦(二)8、西三浦(二)9、西三浦(二)10、西三浦(二)11、西三浦(二)12、西屋代(一)1、西屋代(二)2、西屋代(二)3、西屋代(二)4、西屋代(二)5、西屋代(二)6、西屋代(二)7、西屋代(二)8、西屋代(二)10、西屋代(二)11、西屋代(二)12、西屋代(二)13、西屋代(二)14、西屋代(二)15、東三浦(二)1、東三浦(二)2、東三浦(二)3、東三浦(二)6、東三浦(二)7、東三浦(二)8、東三浦(二)9、東三浦(二)11、東三浦(二)12、東三浦(二)13、東三浦(二)14、東三浦(二)15、東屋代(二)1、東屋代(二)2、東屋代(二)3、東屋代(二)4、東屋代(二)5、東屋代(二)7、東屋代(二)8、東屋代(二)9、東屋代(二)10、東屋代(二)11、日見(二)1、日見(二)2、日見(二)3、日見(二)4、日見(二)5、日見(二)6、日見(二)7、日見(二)8、日見(二)10、戸田(二)2、戸田(二)3、戸田(二)4、戸田(二)5、戸田(二)6、戸田(二)7、戸田(二)8、横見(二)1、横見(二)2、横見(二)3、横見(二)5、横見(二)6、横見(二)7、伊保田(二)1、伊保田(二)2、伊保田(二)3、伊保田(二)4、伊保田(二)5、伊保田(二)6、伊保田(二)7、伊保田(二)8、伊保田(二)10、伊保田(二)11、伊保田(二)12、伊保田(二)15、伊保田(二)16、伊保田(二)18、内入(二)1、内入(二)2、内入(二)3、内入(二)4、内入(二)5、神浦(二)1、神浦(二)2、神浦(二)3、神浦(二)4、小泊(二)1、小泊(二)2、小泊(二)3、地家室(一)1、外入(二)1、外入(二)2、外入(二)3、外入(二)4、外入(二)5、外入(二)6、外入(二)9、西方(二)1、西方(二)2、西方(二)3、西方(二)5、西方(二)8、西方(二)9、西方(二)10、西方(二)13、西方(二)14、平野(二)2、平野(二)3、平野(二)4、平野(二)5、平野(二)7、平野(二)9、平野(二)11、平野(二)12、平野(二)13、森(二)1、森(二)2、森(二)3、油宇(二)1、油宇(二)2、油宇(二)4、油宇(二)5、油宇(二)6、油宇(二)8、油宇(二)9、油宇(二)11、油宇(二)12、油宇(二)13、油宇(二)14、和佐(二)1、

- 和佐(2)、和佐(3)、和佐(4)、和佐(5)、和佐(6)、和佐(7)、和佐(8)、和佐(9)、和佐(10)、和佐(11)、和佐(12)、和佐(13)、和佐(14)、秋(3)、秋(7)、秋(8)、秋(9)、秋(10)、秋(11)、秋(13)、秋(14)、浮島(1)、浮島(2)、浮島(5)、浮島(6)、浮島(7)、浮島(9)、土居(1)、土居(2)、土居(4)、土居(5)、土居(6)、土居(7)、土居(8)、西安下庄(1)、西安下庄(2)、西安下庄(3)、西安下庄(4)、西安下庄(6)、西安下庄(7)、西安下庄(8)、西安下庄(9)、西安下庄(10)、西安下庄(11)、西安下庄(15)、西安下庄(16)、西安下庄(17)、東安下庄(2)、東安下庄(4)、東安下庄(5)、東安下庄(7)、東安下庄(10)、東安下庄(11)、東安下庄(12)、東安下庄(13)、東安下庄(15)、東安下庄(16)、東安下庄(18)、東安下庄(19)、東安下庄(20)、日前(1)、日前(2)、日前(3)、日前(4)、日前(5)、日前(9)、日前(10)、日前(11)、日前(12)、日前(13)、日前(14)、日前(15)、日前(18)、日前(19)、日前(20)、日前(21)、日前(22)、日前(24)、日前(25)、油良(1)、油良(4)、油良(6)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	熊毛郡田布施町大字下田布施字蛭子屋八六一の一五
幅員(メートル)	五・〇
延長(メートル)	三〇・二
指定年月日	平成二八、一六



(四七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年十二月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 防府まちコミュ

代表者の氏名 藤本 晃二

主たる事務所の所在地 防府市天神一丁目六番三七号

三 定款に記載された目的

市民参画により、防府市の中心市街地に点在する各施設の利用促進や、各企画の実施による中心市街地の交流人口の増加を図ると共に、行政・企業・市民が連携・協働できるネットワークづくりを行い、地域の発展に寄与すること。

(四七五) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十九年二月十日（金曜日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

防府市大字上右田二六八六番地

山口県看護研修会館

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十九年一月四日(水曜日)から同月十二日(木曜日)まで(郵送の場合は、一月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県健康福祉部医療政策課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十九年三月十日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医療政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課(電話〇八三―一九三三―二九二八)にすること。

(四七六) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十八年七月十二日山口県公告(二八八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月二十五日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセントラルライアル宇部中央店

所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四七七) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十八年七月十二日山口県公告(二八九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月二十五日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセントラルライアル宇部中央店

所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(四七八) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十八年七月十五日山口県公告(三〇一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月二十五日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル東岐波店
所在地 宇部市大字東岐波六六八七の一
- 二 意見の概要
騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(四七九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年七月十五日山口県公告(三〇二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月二十五日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 新下関パワーセンター
所在地 下関市大字石原二七七
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年七月十五日山口県公告(三〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十一月二十五日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 新下関パワーセンター
- 所在地 下関市大字石原二七七
- 二 意見の概要
騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(四八一) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成二十八年七月十五日山口県公告(三〇一)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十八年十一月二十五日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル東岐波店
所在地 宇部市大字東岐波六六八七の一
- 二 意見の概要
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(四八二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十八年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事業の名称
県営栗ヶ坪地区ため池等整備事業
- 二 工事完了の時期
平成二十八年十月二十六日



傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年山口県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「刑事部」を「生活安全部、刑事部、交通部」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。

山口県公安委員会規則第五号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十一月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中九十の表を九十二の表とし、十二の表から八十九の表までを二表ずつ繰り下げ、十一の表の次に次の二表を加える。

12 国外犯罪被害申慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）

根拠条項	事務の内容
第3条第1項	裁定のための報告の徴収等

第3条第2項 裁定のための公務所等への協力の要請

13 国外犯罪被害申慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）

根拠条項	事務の内容
第10条第2項	国外犯罪被害申慰金等支払請求書の交付
第12条第2項	申請書の添付書類の省略の決定

附則

この規程は、平成二十八年十一月三十日から施行する。